

愛知県循環器病対策推進計画の策定について

(1) 計画の目的

脳卒中や心臓病などの循環器病が、死亡や介護を要する状態の主要原因の一つとなっていることから、「健康寿命の延伸」、「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指すため循環器病対策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 経緯

「健康寿命の延伸を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(以下、「循環器病対策基本法」という。)が2019年12月1日に施行され、国は2020年10月に「循環器病対策推進基本計画」を策定した。各都道府県においても、循環器病対策基本法第11条に基づき「都道府県循環器病対策推進計画」を策定する必要がある。

(3) 対応方針

国の「循環器病対策推進基本計画」を踏まえ、「愛知県循環器病対策推進計画」(計画期間：2021年度～2023年度)を策定する。

計画期間について、通常は6年間であるが、第1期計画は愛知県地域保健医療計画など関連計画との終期に合わせて3年とする。

計画策定にあたっては、関連する他の計画との調整を図るとともに、「愛知県循環器病対策推進協議会」を設置し、計画に関する検討を行い、2021年秋頃を目途に、もしくは遅くとも今年度末までに策定する。

(4) 策定スケジュール(予定)

2021年

- 6月1日 第1回循環器病対策推進協議会《骨子案検討》
- 8月20日 第2回循環器病対策推進協議会《素案検討》
- 10月頃 原案作成後、パブリックコメント実施
- 11月頃 第3回循環器病対策推進協議会《最終案検討》
- 12月頃 計画の確定・公表

(5) 計画の主な内容

- ①全体目標：2040年までに、3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少
- ②基本方針及び個別施策
 - 基本方針（Ⅰ）：循環器病予防に関する取組の推進
 - ア 循環器病の予防や正しい知識に関する普及啓発
 - イ 健診の推進
 - 基本方針（Ⅱ）：保健、医療及び福祉サービスの切れ目ない提供体制の整備
 - ア 循環器病に係る医療体制整備の推進
 - ・救急搬送体制の整備
 - ・医療提供体制の整備
 - イ 循環器病患者等を支えるための多職種連携の推進
 - ・循環器病に関する適切な情報提供及び相談支援の推進
 - ・ライフステージに応じた循環器病対策の推進